

(補足説明)ストック・オプションに係る記載事項の見直しについて

[現行制度による営業報告書の記載例]

当社の取締役

役名(平成14年7月1日現在)	氏名	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式数
代表取締役社長	○ 山 男	30	30,000
専務取締役	凸 川 凹 夫 子	15	15,000
取締役	甲 田 乙 子	10	10,000

当社の連結子会社の取締役

取締役就任連結子会社名称(平成14年7月1日現在)	氏名	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式数
A 株式会社	A 山 e 男	15	15,000
同上	B 川 d 夫 子	10	10,000
同上	C 田 c 子	10	10,000
B 株式会社	D 山 b 一	15	15,000
同上	E 川 a 男	10	10,000
同上	F 田 z 夫 子	10	10,000
C 株式会社	G 山 y 子	15	15,000
同上	H 川 x 一	10	10,000
D 株式会社	I 田 w 男	10	10,000
E 株式会社	J 山 v 夫	5	5,000

当社の重要な使用人

役名(平成14年7月1日現在)	氏名	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式数
X グループ上席専務執行役員	○ 海 郎	15	15,000
X グループ専務執行役員	凸 池 凹 彦	15	15,000
X グループ専務執行役員	甲 水 乙 江	10	10,000
X グループ常務執行役員	海 郎	5	5,000

[意見照会された法務省案による記載例：上記の例を利用]

当社の取締役・監査役(執行役) = 上記の例 と同じ。

当社の使用人、関係会社の取締役・監査役(執行役)・使用人

氏名	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式数
○ 海 郎	15	15,000
凸 池 凹 彦	15	15,000
A 山 e 男	15	15,000
D 山 b 一	15	15,000
G 山 y 子	15	15,000
B 川 d 夫 子	10	10,000
C 田 c 子	10	10,000
E 川 a 男	10	10,000
F 田 z 男	10	10,000
H 川 x 一	10	10,000
I 田 w 男	10	10,000

規則案103条2項4号に基づく開示

付与対象	人数	新株予約権の総数	新株予約権の目的となる株式種類・数
当社の使用人	4	45	普通株式 45,000
当社の関係会社の取締役	10	110	普通株式 110,000

* 1 規則案103条2項3号口に基づき、上記で「最も少ない数」が10,000株のため、関係会社の取締役・監査役・執行役の10,000株分以上付与されている者は全員記載が必要(当社の使用人で10,000株付与の者[上記の例では海郎]は開示の必要なし)。

* 2 * 1により記載人数が10名を超えるため、規則案103条2項3号のイに基づく記載は不要となる(甲水乙江は開示の必要なし)。

[日本経団連案による記載例：上記の例を利用]

付与対象	人数	新株予約権の総数	新株予約権の目的となる株式種類・数
当社取締役	3	55	普通株式 55,000
当社の連結子会社(5社)の取締役	10	110	普通株式 110,000
当社の重要な使用人	4	45	普通株式 45,000
合計	17	210	普通株式 210,000

(注)上記の「当社の連結子会社」は、以下の通りである。A株式会社・B株式会社・C株式会社・D株式会社・E株式会社